

三重大学振興基金について

基本理念

三重大学

三重の力を世界へ

地域に根ざし、世界に誇れる
独自性豊かな教育・研究成果を生み出す
～人と自然の調和・共生の中で～

三重大学振興基金は、皆様からの『ご寄附』を基金として、お預かりし、地域からの期待に応える大学に成長・発展を遂げるために必要な、学生（留学生を含む。）の教育活動に対する支援事業や教育研究の充実及び教育研究環境の整備等の支援事業に活用させていただきます。

皆様の温かいご支援・ご協力をお願いします。

三重大学振興基金は、大学全体を支援する「全学プロジェクト事業」と、「学部・研究科(大学院)等プロジェクト事業」の各事業があります。

○全学プロジェクト事業

(幅広く活用する一般事業)

三重大学振興基金事業	三重大学全体における奨学援助(三重大学修学支援事業を除く。)、国際交流及び地域貢献等の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的とする事業として活用させていただきます。 *奨学金及び災害時の学資援助事業、修学環境整備事業、その他本学の使命達成に必要な事業
------------	--

(用途を限定した特定事業)

三重大学修学支援事業	三重大学に在籍する経済的理由により修学困難な学生等を対象とする支援に活用させていただきます。 *授業料減免事業、奨学金事業、留学生支援事業
------------	--

(特定事業)

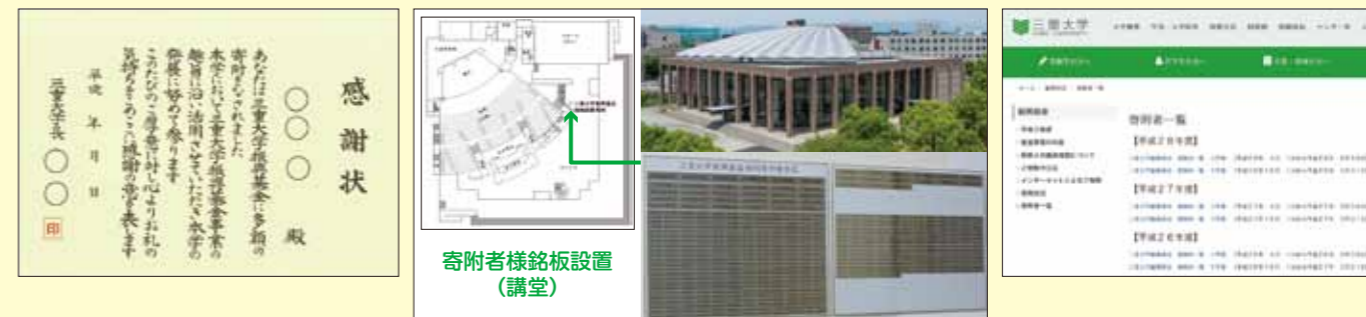
地域活性化活動支援事業	三重大学の所有している教育研究成果を基に、地域の自治体や地域圏企業・団体等と連携し、地域活性化人材育成、地域活性化を目指した教育研究活動の支援に活用させていただきます。 *三重大学地域貢献活動支援費、地域拠点サテライトでの教育研究活動支援費
-------------	---

○学部・研究科(大学院)等プロジェクト事業

学生と市民の豊かな教養を育むための支援事業(教養教育院)	教養教育院の教育活動、受講する学生支援、地域貢献活動の支援に活用させていただきます。 *教養教育の授業方法・教材等の開発、短期海外研修(教養教育特別プログラム)等に参加する学生の支援、施設整備等、地域住民向け教養公開講座等の実施
人文学部・人文社会科学部 学生支援事業	人文学部・人文社会科学部研究科に在籍する学生、及び来日した留学生への支援に活用させていただきます。 *学生の海外研修、留学の支援、三重の文化・社会を学ぶ留学生の学習の支援
教育学部・教育学研究科 教育研究事業	教育学部・教育学研究科に在籍する学生、国際交流事業、地域貢献事業、教育研究活動の支援に活用させていただきます。 *学生への修学支援、海外研修等の国際交流実施に係る経費支援、東紀州教育学舎での実習支援、地域貢献活動に係る経費支援等
教職大学院奨学金事業	教職大学院に在籍する学生への支援に活用させていただきます。 *授業料、入学料の全部又は一部を免除する事業
医学系研究科・医学部 教育研究事業	医学系研究科・医学部の国際交流、研究活動、在籍する学生への支援に活用させていただきます。 *国際交流事業支援(協定校との相互交流、交換留学、その他国際交流事業実施に係る経費支援)、学生旅費支援(早期海外体験実習、海外臨床実習、地域医療機関での臨床実習、保健医療実習、学生臨地実習、CNSコース実習等の学生旅費支援)、研究活動支援(若手研究者海外研修支援、オープンラボ等研究スペースの整備)
地域活性化に向けた 工学系人材育成 ネットワーク構築事業 (工学部・工学研究科)	工学部・工学研究科が実施する地域への工学系人材供給のための事業及び在籍する学生への支援・地域ニーズの把握を含めた工学研究科就職担当教員と自治体産業振興部門との情報共有会議の事業支援に活用させていただきます。 *キャリア教育の導入事業、三重県内企業見学・海外インターンシップへ参加する学生への支援、地域企業海外事業所訪問を含む地域指向グローバル人材向け研修に参加する学生への支援、これらの取組を通して、地域志向学生の抽出、就職意識の涵養を図ることで、地域志向学生への就職に関する情報提供、マッチングの深化を図ります。
生物資源学部・生物資源学研究科 教育研究事業	生物資源学部・生物資源学研究科の施設・設備整備及び在籍する学生への支援に活用させていただきます。 *教育環境、建物・設備の整備、学生への奨学金・就学支援(成績優秀者奨励支援、地域に関する学生ボランティア支援)
地域イノベーション学 研究科教育研究支援事業	地域イノベーション学研究科に在籍する学生への奨学金、学会発表等の旅費及び国際交流活動への支援並びに本研究科の修学環境整備等に活用させていただきます。

寄附者様への謝意

ご寄付を賜りました皆様には、心より感謝申し上げますとともに、功績をたたえ、感謝状贈呈、銘板設置、本学ホームページにてご芳名掲載等さまざまな形で顕彰させていただきます。(ご希望者のみ)



ご寄附による税制上の優遇措置

三重大学に対するご寄附については、税制上の優遇措置を受けることができます。
また、これまでの「所得控除」に加え、平成28年度税制改正により、国立大学法人等が実施する修学支援事業に対する個人の方からの寄附が「税額控除」の適用対象となりました。
「税額控除」については本学の『三重大学修学支援事業』へご寄附いただいた個人に限り、控除を受けることができるようになり、確定申告の際には、所得控除または税額控除のいずれかを選択いただけます。

●個人の皆様

- 所得控除
寄付金控除額 = (年間の総寄附金額(注1) - 2,000円) ⇒ 課税所得税額から控除されます。
 - 税額控除(修学支援事業への寄附金が対象)
寄付金控除額 = ((年間の総寄附金額(注1) - 2,000円) × 40%) (注2) ⇒ 所得税額から控除されます。
(注1) 控除を受けられる年間の総寄附金額は、総所得金額等の40%が上限となります。
(注2) 寄附金控除額は、所得税額の25%が限度となります。
- ※個人住民税については、お住まいの都道府県の税務担当へお問い合わせの上、申告手続きを行ってください。

●法人の皆様

- 法人税法第37条第3項第2号により、寄附金の全額を損金として算入できます。

確定申告の手続について

確定申告の際には、本学から送付する「寄附金領収書」が必要となります。
また、個人寄附で修学支援事業の税額控除を申告される場合には、「寄附金領収書」と「税控除に係る証明書(写)」の提出が必要となります。
「税額控除に係る証明書(写)」は、修学支援事業に寄附いただいた方に「寄附金領収書」と合わせて送付いたします。